第29回たつの市農業委員会総会(4月定例会)議事録

令和5年4月26日(水)午前10時から第29回たつの市農業委員会総会(4月定例会)を新館3階301·302会議室において招集した。

出席委員17名 欠席委員 1名

1	上田	常雄	2	八木	正邦	3	永富	元	4	右田	太郎
5	岩田さ	きん子	6	三村	誠	7	丸山	忠昭	8		_
9	小河	純一	10	水田	達實	11	山本	哲也	12	真殿	利晴
13	宮本	峰男	14	保田	義一	15	緒方	光男	16	猪澤	敏一
17	長谷川	澄男	18	髙見	昭義	19	大橋	正典			

事務局の出席者 3名

局長	大野	泰弘	主	幹	井口	大介	副主幹	近藤	由香
----	----	----	---	---	----	----	-----	----	----

1 開 会

○会長(猪澤敏一委員) あいさつ(内容省略)

2 開会宣告

○議長 (猪澤敏一委員)

只今から第29回たつの市農業委員会総会を開会いたします。 本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局(大野泰弘君)

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は 17 名でありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議は成立しております。

尚、3番永富委員からは欠席の届出を受けております。 たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

- ・利用目的の変更届について
- ・農地法施行規則第29条第1号該当転用の届出について
- ・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買

の届出について

・農地法第18条の規定による合意解約の通知について を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

3 会議宣告

○議長 (猪澤敏一委員)

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。 たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、4 番右田太郎委員、5番岩田きん子委員にお願いします。

(「はい」) との声)

次に、日程第 2 「議案第 183 号 非農地証明願の承認について」 を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局(井口大介君)

「議案第 183 号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が2件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の願い出地は、揖酉町 の登記地目・畑、現況 は宅地、面積は211 ㎡です。願い出人は、

おり、この度、土地を現況に合わせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成11年撮影の航空写真において、 すでに農地ではないことを確認しました。また、固定資産税評価証 明書において、昭和39年に居宅を建築していることを確認しまし た。また、担当委員及び事務局職員の現地調査で、現状は宅地であ ることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断し ました。

20 年以上農地でないことは、地元自治会長からの証明により、 昭和 61 年頃から宅地であることを確認しました。また、担当委員 及び事務局職員の現地調査で、現在も同じ状況であることを確認し ましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

よって、いずれも周辺農地に影響もなく、非農地と認定できるものと考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長 (猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第183号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第3「議案第184号 農地法第3条の規定による使用 貸借権設定の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局(井口大介君)

「議案第 184 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定の承認について」

- 3条使用貸借の案件が1件出ていますので、ご説明いたします。

です。このたび譲受人からの要望により、貸出すものです。

借受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、借受人は新規就農者ですが、知人がこの地域で 手広く耕作している認定農業者であり、その協力及び指導が約束されており、耕作に必要な農機具についても確保できているため、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕

作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので 許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長 (猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第184号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4「議案第185号 農地法第3条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

なお、4件目、議案番号8847については、

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局(井口大介君)

「議案第 185 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3 条売買の案件が 9 件出ていますが、4 件目の 8847 を除いて、ご 説明いたします。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、この地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、 今後もすべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。 最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2件目の申請地は、揖西町 の田で面積は 811 ㎡、譲受人は 、譲渡し人は 、譲渡し人は 、譲し人は 、譲し人は、高齢等の理由により、今後農業をする意向はなく、農地を取得し耕作したいと考えていた譲受人へ農地を譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地元で耕作経験があり、必要な農機具も確保又は必要な作業を行うまでに購入予定であることから、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3件目の申請地は、神岡町の畑で面積は310㎡、譲受人は、、譲渡人は、、譲渡人は自宅から遠いため保全管理が難しくなっていたところ、近くで家庭菜園を始めたいと考えていた譲受人が現れ、話がまとまったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は家庭菜園の経験が2年あり、また、隣接の畑所有者に耕作指導を依頼しているとのことで、必要な農機具も確保予定であるため、今後、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕 作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

5件目の申請地は、新宮町の田で面積は793㎡、譲受人は、譲渡し人は、譲渡し人は、高齢のため耕作面積を減らしたいと考えていたところ、隣接地の耕作者である譲受人へ農地を譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受 人は、地域において手広く耕作しており、必要な農機具も所有して いるため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6件目の申請地は、新宮町の田で、面積は542㎡、譲受人は人は の田で、面積は542㎡、譲渡し人は県外在住であり農地の管理が難しく、空家及び農地を売却したいと考えていたところ、農地付きの空家を探していた譲受人が現れ合意に至ったものでございます。

なお、譲受人は、農業経験はありませんが、地元自治会長、農会 長及び近隣農家の方に相談済みであり、その協力のもと野菜を耕作 するとのことであるため、今後、農地を効率的に利用するものと見 込まれます。

7 件目の申請地は、新宮町 の畑で面積は合計 1,544 m²、譲受人は 、譲渡し人は 、譲渡し人は、現在 市外に住んでおり農地の管理が難しく、現在、貸出によりの耕作している譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、現在の耕作者であり、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

8件目の申請地は、揖保川町の田で、面積は 119 ㎡、譲受人は、譲渡し人は、空家に付随する農地として耕作している土地を取得するものでございます。

譲受人は適正に農地を管理しており、今後も農地を効率的に利用するものと見込まれます。

9件目の申請地は、揖保川町の畑で面積は 148 ㎡、譲受人は、譲渡し人は、譲渡し人は、高齢で労力不足であるため、地元で耕作している譲受人へ農地の引き受けを申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受 人は、地域において手広く耕作しており、必要な農機具も所有して いるため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 185 号」は議案番号 8847 を除き、 原案のとおり承認されました。

次に議案番号 8847 についてですが、

この案件に関する議事進行は八木職務代理者へお願いします。 (猪澤委員 退席)

○議長 (八木正邦委員)

会長が退席の間、議長を務めさせていただきます。

それでは4件目の議案番号8847について、事務局に議案を朗読させ説明させます。

○事務局(井口大介君)

4 件目の申請地は、揖西町 の田で面積は合計 4,906 ㎡、譲受人は 、譲渡人は、 、譲渡人は、 、譲渡人は、 地元の営農会社に農地を貸出していたが、今後、農業をする意向はなく、現在の耕作者である譲受人へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、現在まで譲受人はこの土地の耕作を任されており、必要な農機具一式も所有していますので、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。 よって、農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(八木正邦委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 185 号」議案番号 8847 は原案のとおり承認されました。

ここで議長を交代します。

(猪澤委員 入室)

次に、日程第5「議案第186号 農地法第3条の規定による所有 権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局(井口大介君)

「議案第 186 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が6件出ていますので、ご説明いたします。

 1件目の申請地は、揖保町
 の畑で面積は191㎡、譲受人

 は
 、譲渡し人は、

 、譲渡し人は市外に住んでいるため、この度、隣接地を耕作している親族に贈与するものです。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有してお

り、また、地元で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

2件目の申請地は、揖西町
は合計 881 ㎡、譲受人はの畑及び田で面積
、譲渡し
、譲渡し人は県外
に在住しており農地の管理が難しいため、地元で耕作している親族
へ譲渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、地元で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

3 件目の申請地は、誉田町の田で面積は合計 3,619㎡、譲受人は、譲渡し人は、、譲渡し人は、この農地を耕作しておらず、実際の耕作者である親族へ贈与することで合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具一式を所有しており、また、地域で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

4件目の申請地は、揖保町 の田で面積は 989 ㎡、譲受人は 、譲渡し人は、 、譲渡し人は、 え、譲受人は、この地で耕作面積を増やしたいと考え、譲受人へ農地の取得を申し出たところ合意に至ったものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具等を確保できる見込みであり、また、地域で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕

作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。 5件目の申請地は、新宮町の田で面積は378㎡、譲受人は、譲渡し人は、 、譲渡し人は、病気等により労力不足であるため、 この地域で耕作している譲渡し人へ贈与することで合意に至った ものでございます。

譲受人が必要な農作業に従事し取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は耕作に必要な農機具等を確保できる見込みであり、また、地域で農業を行っており、すべての農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと考えます。

6 件目の申請地は、新宮町 3,853 ㎡、譲受人は は、市外に居住しており農地の管理が難しいため、地元で耕作している譲受人へ農地を譲渡すことで合意に至ったものでございます。 譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域において手広く耕作しており、必要な農機具も所有しているため、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長 (猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 186 号」は原案のとおり承認されました。

次に、日程第6「議案第187号 農地法第4条の規定による使用 目的変更に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局

「議案第 187 号 農地法第 4 条の規定による使用目的変更に対する意見について」

4条案件が1件出ていますので、ご説明いたします。

申請地は新宮町 の田で面積は合計 301 ㎡、農地区分は住宅、事業の用に供する施設が連坦する 3 種農地(3-(3)) に該当すると判断します。

申請人は、 転用目的は、売電の為の 太陽光発電設備の設置です。この件につきまして、以前の申請内容 に不備がありましたので、再度申請するものでございます。

造成期間は、許可後 120 日間、工事計画は、240 日間です。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で 必要な資金が準備できることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が 一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に 支障はないものと考えます。

よって、農地法第4条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長(会長)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第187号」は原案のとおり許可相当と

意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第7「議案第188号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び賃貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局(井口大介君)

「議案第 188 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び 賃貸借権設定に対する意見について」

5条使用貸借権設定の案件が1件でていますので、ご説明いたします。

申請地は新宮町 の田で面積は 242 ㎡、農地区分は住宅、 事業の用に供する施設が連坦する 3 種農地 (3-(3)) に該当すると 判断します。

申請人は、借受人が、(貸出人は、)転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

この件につきましても、以前の申請内容に不備がありましたので、 再度申請するものでございます。

造成期間は、許可後 120 日間、工事計画は、240 日間です。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で 必要な資金が準備できることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長 (猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 188 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第8「議案第189号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局(井口大介君)

「議案第 189 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5条使用貸借権設定の案件が2件でていますので、ご説明いたします。

1 件目の申請地は、新宮町 の畑及び田で、面積は合計 2,928 ㎡、農地区分は、住居等が連たんする区域に近接(おおむね 500m以内)かつ農地(等)の集団規模 10ha 未満の 2 種農地(2-(3))に該当すると判断します。

申請人は、借受人が、

、貸出人が、

、借受人は他地域において、

キャンプ場を経営しており、この度、この地域において新たにオートキャンプ場を開設するものでございます。

土地の造成期間は、令和5年6月1日から30日間、施設の建設期間は、令和5年7月1日から30日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の残高証明で 必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の申請地は、新宮町 の田で、面積は、579 m²

の内 76.853 ㎡、農地区分は住居等が連たんする区域に近接(おおむね 500m以内)かつ農地(等)の集団規模 10ha 未満の 2 種農地(2-(3))に該当すると判断します。

転用期間は、令和5年6月8日から工事完了予定の7月1日までとなっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で 必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備設置工事完了後は、責任をもって現況に復旧するとのことでございます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長 (猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 189 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第9「議案第190号 農地法第5条の規定による使用 目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題とい たします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局(井口大介君)

「議案第 190 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び 所有権移転・売買に対する意見について」

5条所有権移転・売買の案件が5件でていますので、ご説明いた します。

1件目の申請地は、誉田町 の田で、面積は、977 ㎡、 農地区分は住居等が連たんする区に近接(おおむね 500m以内)か つ農地(等)の集団規模 10ha 未満の 2 種農地(2-(3))に該当す ると判断します。

工事計画は、令和5年6月5日から23日間となっております。 必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で 必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2件目の申請地は、新宮町 の畑で、面積は49 ㎡、農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連坦する第3種農地(3-(3))に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が 、転用目的は、自宅の隣接地を取得 し、養蜂業の資材置き場として利用するものでございます。 土地造成期間は許可後 30 日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で 必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用する ものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が 一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支 障はないと考えます。

3 件目の申請地は、 の畑で、面積は 158 ㎡、 農地区分は住宅、事業の用に供する施設等が連坦する第 3 種農地(3-(3)) に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が

、譲渡人は、

土地造成期間は許可後30日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で 必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定はなく、許可後は計画どおり転用する ものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周辺営農に支障はないと考えます。

4件目の申請地は、新宮町 の田で、面積は、864 ㎡、 農地区分は住居等が連たんする区域に近接(おおむね 500m以内) かつ農地(等)の集団規模 10ha 未満の 2 種農地(2-(3))に該当 すると判断します。

申請人は、譲受人が

工事計画は、令和5年6月8日から21日間となっております。 必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で 必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり一時転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

5 件目の申請地は、揖保川町 の畑で、面積は 191 ㎡、 農地区分は第 2 種農地 (2- (4)) に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が 、譲渡人は 、転用目的は、現在使用している資材置場が手狭であるため近くの土地を取得し建設重機及び露天資材置場として

土地の造成期間は、許可日から60日間でございます。

必要な資金は自己資金で賄う予定ですが、金融機関の残高証明で 必要な資金が準備できていることを確認しました。

建築許可申請済でありまして、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、一部隣接農地の同意を得られておりませんが、地元及び隣接地には迷惑をかけないよう十分配慮し、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長 (猪澤敏一委員)

利用するものです。

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

ご発言がないので原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認め、「議案第 190 号」は原案のとおり許可相当と意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 10 及び 11 「議案第 191 号及び第 192 号 「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」及び「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等」の決定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局(井口大介君)

「議案第 191 号及び第 192 号「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」及び「令和5年度最適化活動の目標の設定等」の決定について」

農業委員会のあるべき姿と外部に向けた積極的な日常活動を示すため、毎年、前年度の活動に対する点検・評価と今年度の目標と活動計画の作成を行っています。

決定したものは、事務局窓口とホームページで公表しますので、 委員の日常活動を積極的に外部に示されるようご協力をお願いし ます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長(猪澤敏一委員)

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

(「なし」の声あり。)

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認め、「議案第 191 号」及び「議案第 192 号」は原案のとおり決定することに決しました。

4 閉会宣告

○議長 (猪澤敏一委員)

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前10時45分

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

令和5年4月26日

たつの市農業委員会議長 (会長)

議事録署名委員 (4番右田太郎委員)

議事録署名委員 (5番岩田きん子委員)